

○猪苗代町水道水源保護要綱

平成三年三月二十六日

訓令第八号

(目的)

第一条 この要綱は、猪苗代町の水道水の確保並びに水質の汚染を防止するとともに、適正かつ秩序ある利用により将来にわたって、清浄で豊富な地下水の水源の保全を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 井戸 動力を用いて地下水を採取する施設をいう。
- 二 第一種指定地域 猪苗代町における貴重な水道水源地域であり、その水源の保全と地下水の適正な利用を図るべき地域として、別表第一に定める地域をいう。
- 三 第二種指定地域 前号に定める地域に準じ、地下水の適正な利用を図るべき地域として、別表第一に定める地域をいう。
- 四 開発事業 主として建築物の建築又は特定の工作物の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更及びこれらに類するとみなし得る事業で、猪苗代町水道事業条例（平成十年猪苗代町条例第十四号）第三十二条第一項に規定する事業をいう。

(設置の規制)

第三条 第一種指定地域においては井戸を設置しないものとする。

- 2 第二種指定地域において、井戸を設置する場合は、ケーシング口径揚水機の吐出口の口径、揚水量は、別表第二に定める基準にするものとする。
- 3 第一種及び第二種指定地域において、開発事業を行う場合は、既設の水道施設に影響のない方策を講じるものとする。
- 4 前項の指定地域において、二本以上の井戸を設置しないものとする。

(設置の同意)

第四条 第二条第三号に定める地域(以下「指定地域」という。)において井戸を設置しようとする者は、町長の同意を受けるものとする。ただし、第二条第二号及び第三号に定める地域であっても、公共の用に供する井戸であって、基準で定めるものを設置しようとする者については、この限りでない。

(同意の申請)

第五条 前条の同意を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を町長に提出するものとする。

- 一 住所および氏名又は名称(法人にあつては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
- 二 井戸の設置場所
- 三 地下水の使用目的
- 四 揚水設備の構造
- 五 揚水機の定格
- 六 一日当りの最大揚水予定量及び年間揚水予定日数
- 七 工事着工及び工事完了予定年月日
- 八 工事施工者の住所および氏名(法人にあつては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
- 九 その他基準で定める事項

2 前項の申請書には、基準で定める図書を添付するものとする。

3 申請書提出の際に工事施工者が未定の場合は、決定次第速やかに届け出るものとする。

(同意の基準等)

第六条 町長は、前条第一項の申請書を受理したときは、速やかにこれを審査し、その結果を遅滞なく申請者に通知しなければならない。

2 町長は、前条の規定による申請の内容が第三条に定める規制基準に適合しないと認められるときは、第四条の同意を与えないものとする。

3 町長は、前項の規定にかかわらず、前条の規定による申請に係る井戸により地下水を採取することが不可欠かつ適当で

あつて、他の水源をもつて代えることが著しく困難なときは、第四条の同意をすることができる。

(変更の同意)

第七条 第四条の同意を受けた者（以下「使用者」という。）が、その同意に係る申請内容のうち第五条第一項第二号から第五号までに規定する事項のいずれかを変更しようとするときは、町長の同意を受けるものとする。

(同意の条件)

第八条 第四条又は前条の同意には、条件を付すことができる。

(施行時の義務)

第九条 使用者は、同意事項を表示した基準で定める表示板を第四条又は第七条の同意に係る井戸の工事現場に掲示するものとする。

2 使用者は、揚水機を取り付ける前に、基準で定めるところにより、井戸の構造等が同意の内容に適合するものであるかどうかについて、町長の確認の検査を受けるものとする。

3 工事は、同意のあつた日から一年以内に着手するようつとめるものとする。

(開発事業の届出)

第十条 使用者は、指定地域内で開発事業を行う場合は、遅滞なくその旨を町長に届け出るものとする。

(氏名等の変更の届出)

第十一条 使用者は、その住所又は氏名若しくは名称に変更があつたときは、遅滞なくその旨を町長に届け出るものとする。

(揚水機の更新の届出)

第十二条 使用者は、故障、老朽化その他の理由で揚水機を更新したいときは、第七条の規定が適用される場合のほか、遅滞なくその旨を町長に届け出るものとする。

(同意の承認)

第十三条 第四条の同意を受けた井戸（以下「同意井戸」という。）を譲り受け又は借り受けた者は、当該同意井戸の使用者の地位を承継する。

2 前項の規定により、使用者の地位を承継したものは、遅滞

なくその旨を町長に届け出るものとする。

(廃止の届出)

第十四条 使用者は、井戸により地下水を採取することを廃止したときは、遅滞なくその旨を町長に届け出るものとする。

(使用者の取水制限)

第十五条 地下水の採取による水道水源の枯渇、水位低下等予想できなかつた特別の事情の発生により、地下水の水源の保全を図る必要があるときは、使用者は、同意井戸の取水の制限に協力するものとする。

(使用者の報告)

第十六条 使用者は、同意井戸の揚水量、水位、水質の状況に関し、町長の請求に対し報告するものとする。

(水道水源保護の調査審議機関)

第十七条 町長の諮問に応じ、水道水源保護に関する事項を調査審議する機関は、猪苗代町水道委員会とする。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二六年三月二八日訓令第一一号)

この訓令は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成二九年三月二八日訓令第一二号)

この訓令は、公布の日から施行する。

別表第1（第2条関係）

種別	地域
第1種指定地域	字新林 字手代山 字磐梯山 字隕下 字ニツ岩 字上村西 字葉山 字西峰 字渋谷 字大茂田 字 酸奨沢 字西葉山 字若林 字見祢山 大字関都字 地蔵平 大字関都字九寄山 大字壺楊字火打山 大 字八幡字水出 大字蚕養字下小田 大字蚕養字上日 影 大字蚕養字日影山 大字蚕養字小槍水山 大字 蚕養字沼尻山 大字蚕養字大達沢 大字蚕養字割地 大字若宮字小代場 大字若宮字吾妻山地内の水道水 源施設のある場所から500メートル以内の地域
第2種指定地域	第1種指定地域で、水道水源のある場所から1,500 メートル以内の地域

別表第2（第3条関係）

項目	第2種指定地域		
ケーシング口 径	100ミリメートル 以下		
揚水機吐出口 の口径	32ミリメートル以 下		
一日当たりの 最大揚水量	10立方メートル以 下		